

# Wealth & Asset Management EY Viewpoints | Winter 2024

ウェルス&アセットマネジメント  
EY ビューポイント | 2024年冬号



Building a better  
working world



# クライアントの皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本資料「EY Viewpoints(2024年冬号)」は、ウェルス&アセットマネジメント業界に関する制度動向を中心に、関連トピックスやコラム、その他クライアントの皆さまがご関心を寄せていらっしゃる内容を盛り込んでおります。

「EY Viewpoints」を日々の業務に、また最新のビジネス動向の把握にお役立ていただけますと幸いです。

2024年1月

EY新日本有限責任監査法人  
ウェルス&アセットマネジメント  
セクター長 長谷川 敬





# Contents

- 制度動向トピック ..... 3
  - 金融規制(日本・国際)
  - 会計
  - 税制
  - その他
- 金融規制(日本) ..... 7
  - 【金融庁】
  - 「資産運用に関するタスクフォース」を設置
- 会計(日本) ..... 11
  - 【投資信託協会・金融庁】
  - 未上場株式の投資信託への組入れに関する動向
- その他 ..... 13
  - 【JICPA】
  - 国際サステナビリティ保証基準(ISSA)5000  
「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」  
(公開草案)の翻訳を公表
  - 【GPIF】
  - 「2022年度 ESG活動報告」を刊行



# 制度動向トピック

## 国内規制

### 金融庁:「資産運用に関するタスクフォース」を設置

「経済財政運営と改革の基本方針2023」(骨太方針2023)が2023年6月16日に閣議決定され、「資産運用立国」の実現を目指す方向性が示されるとともに、骨太方針2023において、「資産運用会社やアセットオーナーのガバナンス改善・体制強化、資産運用力の向上及び運用対象の多様化に向けた環境整備等を通じた資産運用業等の抜本的な改革に関する政策プランを年内に策定する」ことが示されました。

このような政府の方針の下、2023年9月12日に開催された市場制度ワーキング・グループにおいて、資産形成の促進に資する顧客本位の業務運営の確保及び金融リテラシーの向上について、具体策を専門的に検討するため、市場制度ワーキング・グループの下に「資産運用に関するタスクフォース」が設置されました。

(詳細は、7ページをご参照ください。また、未上場株式の投資信託への組入れに関する動向についての詳細は、11ページをご参照ください。)

## 会計

### 日本公認会計士協会(専門情報):会計制度委員会研究報告第17号「環境価値取引の会計処理に関する研究報告-気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応-」を公表

日本公認会計士協会(会計制度委員会)は2023年9月21日、会計制度委員会研究報告第17号「環境価値取引の会計処理に関する研究報告-気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応-」を公表しました。

本研究報告は、近時の世界的な脱炭素、低炭素化によるサステナブルな社会の実現に向けた動きを踏まえて種々の環境関連取引が行われるようになってきているものの、現行の会計基準等において、新たな環境関連取引に関する会計処理が明らかにされていないものがあることを踏まえ、環境価値を直接取引対象とする環境関連取引(環境価値取引)に関する会計処理の考え方について、日本公認会計士協会による調査・研究の結果を取りまとめたものです。

本研究報告に関する詳細な解説については、下記リンク先をご参照ください。

[www.ey.com/ja\\_jp/corporate-accounting/accounting-topics/2023/accounting-topics-2023-10-06](http://www.ey.com/ja_jp/corporate-accounting/accounting-topics/2023/accounting-topics-2023-10-06)

## 国内規制

### 金融庁:「金融機関の内部監査の高度化」に向けたプログレスレポート(中間報告)を公表

金融庁は2023年10月24日、「金融機関の内部監査の高度化」に向けたプログレスレポート(中間報告)を公表しました。

金融機関に対し内部監査の高度化に向けたモニタリングを重ねてきた金融庁は、大手銀行グループにおける内部監査の取組状況及び課題認識を整理し、プログレスレポート(中間報告)として本文書を取りまとめました。

報告書の中では大手銀行グループの高度化に向けた取組み事例が公表されており、地域金融機関を含むその他の金融機関においても、内部監査を高度化する際の一助となることが期待されています。

また、今後のモニタリングの主な論点を3つの観点から明示しており、大手銀行グループはもとより、地域銀行、証券会社、保険会社、その他の金融業態に対し、主な論点に基づいて深度あるモニタリングを通じて、内部監査の高度化を促していくとの方向性を示しています。

## 国際規制

### SEC:ファンド名称に関する規制の強化

米国証券取引委員会(SEC)は2023年9月20日、ファンドの名称に対する規制を強化するため、1940年投資会社法が規定する規則の改正案を採択しました。ファンドの投資及びリスクについて投資家に誤解を与える可能性のある名称に対処することを目的としています。

主な内容は以下の通りです。

- ファンド名称が示唆する投資対象に関連して、資産価値の80%以上をそれらに投資することを求める規則の適用対象範囲が拡大されました。改正された規則が対象とする名称には、「成長」や「バリュー」といった用語や、投資の決定に一つ以上のESG要素を取り入れることを示す特定の用語を含む名称が含まれています。
- また改正には、四半期ごとに少なくとも一度、ポートフォリオ資産が80%の投資方針に従って処理されているかどうかを見直す新たな要件も含まれています。
- 目論見書の開示も強化されました。80%の投資方針を持つファンドに対して、その名称に使用される用語を定義することが求められます。これには、ファンドが投資対象を選択する際に用いる基準も含まれます。

## 国際規制

### 欧州証券市場監督局: ファンド名称及び文書におけるESG関連用語の使用に関するレポートを公表

欧州証券市場監督局(ESMA)は2023年10月2日、EU UCITSのファンド名称及び文書におけるESG関連用語の使用に関する調査レポートを公表しました。

主な内容は以下の通りです。

- ファンド名称にESG関連用語を含むEU UCITSの割合が2013年の3%未満から23年の14%に増加しています。
- ファンドマネージャーは具体的な用語よりも一般的な用語(ESG、サステナブル等)を好んで使用する傾向があります。
- ファンド名称にESG関連用語が含まれるファンドやSFDR第9条に基づき開示しているファンドでは、文書にESG関連用語を比較的多く使用する傾向があります。しかし、この結果は、文書の種類(規制文書とマーケティング文書)における違いも示しており、ファンドマネージャーが想定利用者に応じてコミュニケーションを変化させていることを示唆しています。

## 国際規制

### 欧州理事会: 欧州グリーンボンド基準を制定する規則を採択

欧州理事会は2023年10月23日、欧州グリーンボンド基準を制定する規則を採択しました。

同規則の主な内容は以下の通りです。

- 欧州グリーンボンドの資金は、関連分野がEUタクソミーによってすでにカバーされている場合、EUタクソミーに沿った経済活動へ全て投資される必要があります。ただし、欧州グリーンボンド基準の利用可能性を担保するため、EUタクソミーでカバーされていない分野や特定の活動について、15%のフレキシビリティ・ポケットが導入されています。
- グリーンウォッシングを防ぐため、EU域内で発行される他の環境的サステナブル債券やサステナビリティ・リンク・ボンドに対しても、任意開示要件を定めています。
- 欧州グリーンボンドの外部評価機関に対する登録制度や監督フレームワークが導入されています。

## 国際規制

### 欧州証券市場監督局: 欧州のサステナブル債券市場におけるESGプライシング効果の分析に関するレポートを公表

欧州証券市場監督局(ESMA)は2023年10月6日、欧州のサステナブル債券市場におけるESGプライシング効果の分析に関するレポートを公表しました。

主な内容は以下の通りです。

- 2023年3月時点で、サステナブル債券において体系的なESGプライシング効果は確認されませんでした。
- しかし、サステナブル債券の発行体は、発行体レベルのESGへの取組みにより、過去に統計的に優れたプライシング効果を楽しんでいました。

## 税制

### OECD: 第1の柱及び第2の柱に関する文書の動向

経済協力開発機構(OECD)は2023年7月17日、第1の柱及び第2の柱に関する文書を公表しました。これに関連して、第1の柱に関するパブリック・コンサルテーション・ドキュメントや第2の柱GloBE情報申告書に関する文書、追加の運用指針も公表されています。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

OECD、第1の柱と第2の柱に関する文書を公表 ~初期的な考察~

[www.ey.com/ja\\_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2023/tax-alerts-08-03](http://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2023/tax-alerts-08-03)

OECD、第1の柱における基本的販売活動によるAmount BIに関するパブリック・コンサルテーション・ドキュメントを発表

[www.ey.com/ja\\_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2023/tax-alerts-08-22](http://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2023/tax-alerts-08-22)

OECD/G20包摂的枠組み、第2の柱のGloBE情報申告書に関する文書を公表

[www.ey.com/ja\\_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2023/tax-alerts-08-08-02](http://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2023/tax-alerts-08-08-02)

OECD/G20包摂的枠組み、第2の柱GloBEルールに関する追加の運用指針を公表: 詳細レビュー

[www.ey.com/ja\\_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2023/tax-alerts-08-23](http://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2023/tax-alerts-08-23)

# 制度動向トピック

## 税制

### 国税庁:グローバル・ミニマム課税に係る「法人税基本通達の一部改正について」(法令解釈通達)を公表

国税庁は2023年9月21日、「法人税基本通達の一部改正について」(法令解釈通達)を発出しました。

2021年10月に「BEPS包括的枠組み」において合意されたグローバル・ミニマム課税に対応するため、令和5年度税制改正において「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」が創設され、24年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用することとされています。

今回の改正により、制度の対象となる特定多国籍企業グループ等の判定における総収入金額の範囲や、実効税率を計算するための基準とすべき個別計算所得等の金額の基礎となる税引後当期純損益金額の計算等についての詳細が明らかになっています。

主な改正項目については国税庁Webサイトをご参照ください。

[www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/2309xx/index.htm](http://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/2309xx/index.htm)

## 税制

### 香港:FSIE税制の修正に関する最新情報

IRDは、(i)株式持分の国内源泉の譲渡益に対する「課税の確実性の向上スキーム」(以下、「TCES」という。)及び(ii)株式持分以外の譲渡益も対象とする「受動的所得に対する香港のFSIE税制の修正」に関する最新の見解について、商工会議所、専門機関、専門サービス企業を含む特定の利害関係者を対象に説明会を実施しました。

公表済みのコンサルテーション・ペーパーでは、(i)に関しては、特定の例外を除き、当該株式持分が譲渡前24カ月以上継続保有され、かつ、当該被投資企業の総持分の15%以上を占めていることがTCESの適用の基本条件とされており、基本条件を満たす場合、当該譲渡益は香港では非課税キャピタルゲインとして扱われ、「badges of trade」分析は不要となります。

(ii)に関して、同コンサルテーション・ペーパーでは、(a)欧州連合(以下、「EU」という)が、対象資産リストは非網羅的であるべきという指摘をしている中で、香港は網羅的なアプローチと非網羅的なアプローチのどちらを採用すべきか、及び(b)譲渡益の課税負担を軽減するための特定の軽減措置の設計とその実現可能性についての意見を求めています。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

[www.ey.com/ja\\_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2023/tax-alerts-09-20](http://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2023/tax-alerts-09-20)

## 税制

### 香港:内国歳入局、包括的二重課税防止協定に基づく明確な定義の下、「香港居住者」証明書を発行することを公表

内国歳入局(以下、「IRD」という)は2023年6月8日、今後、包括的二重課税防止協定(以下、「CDTA」という)に基づく明確な定義の下、「香港居住者証明書」(以下、「CoR」という)を発行することを公表しました。このアプローチは香港が締結している全てのCDTAに適用されます。

香港が締結しているCDTAの多くは、会社、パートナーシップ、信託、又は団体が香港法に基づいて設立、又は構成される場合、「香港居住者」と定義しています。それ以外の場合でも、事業体について、「管理又は統制が通常香港にて行われる」場合、ほとんどの香港のCDTAの下で「香港居住者」と見なされます。

今回のIRDの公表はこれまでの実務とは異なり、今後、CDTAの目的に基づいてCoRを発行する際、当該事業体が「香港との経済的関連性」を十分に有するかどうかの審査を一般的に行わなくなることを示唆しています。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

[www.ey.com/ja\\_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2023/tax-alerts-07-31](http://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2023/tax-alerts-07-31)

## 税制

### EU:EU経済・財務相理事会(ECOFIN)、EUブラック及びグレーリストを改定

欧州連合(EU)の財務相らは2023年10月17日、税務面で非協力的な国・地域のリスト(EUブラック及びグレーリスト)の改定版を採択しました。

EU加盟国に中規模もしくは大規模法人を所有する企業は、2024年6月以降に開始する事業年度において、国別報告書(CbCR)の開示義務が課されることとなります。全てのEU加盟国並びにEUブラックリスト及び2年度連続でEUグレーリストに掲載された国・地域について、国別に情報を開示する必要があります。そのため、自社が活動している国・地域について、開示対象期間においてもEUリストに掲載されるリスクについて留意し、CbCRの開示について準備する必要があります。

EUリストの次回の改定は2024年2月の実施が見込まれています。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

[www.ey.com/ja\\_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2023/tax-alerts-10-31](http://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2023/tax-alerts-10-31)

## その他

### JICPA : 国際サステナビリティ保証基準 (ISSA) 5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」(公開草案)の翻訳を公表

日本公認会計士協会(JICPA)は2023年9月21日、国際サステナビリティ保証基準(ISSA)5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」(公開草案)の翻訳を公表しました。

当公開草案は、ステークホルダーから「現行基準である温室効果ガス報告に対する保証業務(ISAE)3000(改訂)及びISAE3410は広く使われているものの、サステナビリティ情報の保証に特化した基準が必要」という声が多く聞かれたことに対応して開発され、2023年6月に国際監査・保証基準審議会(IAASB)が公開を承認したものです。

(詳細は、13ページをご参照ください。)

## その他

### GPIF : 「2022年度 ESG活動報告」を刊行

年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)は2023年8月25日、「ESG活動報告」(以下、「本活動報告」という。)を刊行しました。

22年度版は、同年度のESGに関する取組みの紹介やポートフォリオのESG評価等に加え、「気候関連財務情報開示タスクフォース」(TCFD)の提言を受けた分析において、新たに「ボトムアップアプローチに基づくGHG削減貢献量分析」や「GPIFが投資しているESG債の対象プロジェクトのインパクト計測」等を行いました。

(詳細は、19ページをご参照ください。)



# 金融規制

## Financial Regulation Update – 日本

### 金融庁金融審議会：「資産運用に関するタスクフォース」を設置

#### ■ 概要

「経済財政運営と改革の基本方針2023」(骨太方針2023)が2023年6月16日に閣議決定され、「資産運用立国」の実現を目指す方向性が示されるとともに、骨太方針2023において、「資産運用会社やアセットオーナーのガバナンス改善・体制強化、資産運用力の向上及び運用対象の多様化に向けた環境整備等を通じた資産運用業等の抜本的な改革に関する政策プランを年内に策定する」ことが示されました。

このような政府の方針の下、2023年9月12日に開催された市場制度ワーキング・グループにおいて、資産形成の促進に資する顧客本位の業務運営の確保及び金融リテラシーの向上について、具体策を専門的に検討するため、市場制度ワーキング・グループの下に「資産運用に関するタスクフォース」が設置されました。

第1回(2023年9月26日)、第2回(23年10月24日)の資産運用に関するタスクフォースの会議では、「資産運用立国」実現のため、資産運用力の向上及び運用対象の多様化に向けた環境整備等を通じた資産運用業等の抜本的な改革を進める上で、どのような視点を持ち、どのような課題に取り組んでいくことが重要なかが議論されました。

#### ■ 資産運用立国とは

わが国の家計金融資産2,115兆円は、半分以上が現預金で保有され、その割合は欧米諸国に比べて大きいものとなっています。

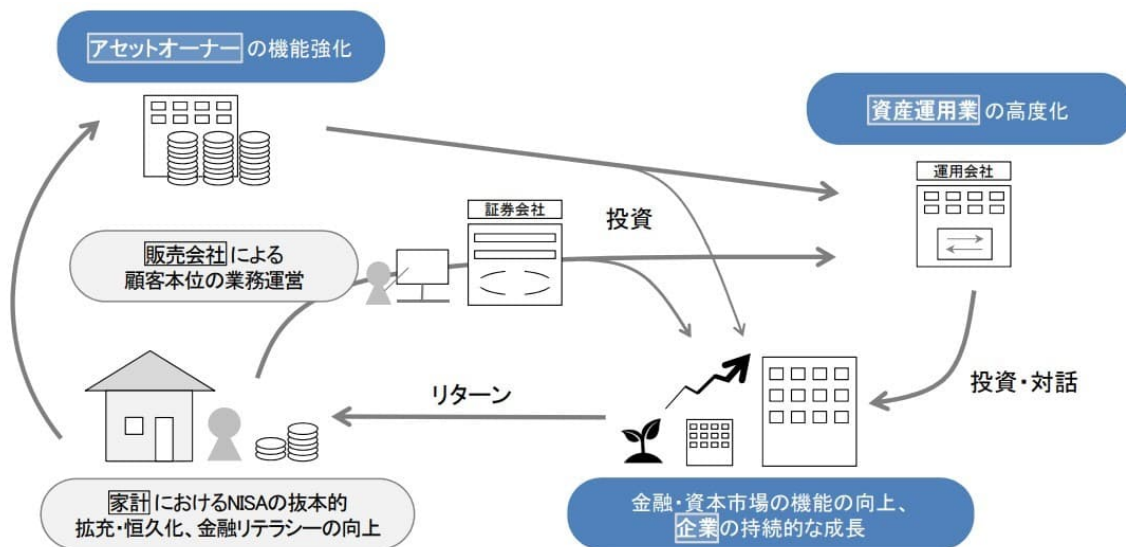
一方で、投資信託への投資は、NISAやつみたてNISAの導入後、若年層の利用が急拡大し、新規投資が増加しています。

家計の資金が企業の成長投資の原資となれば、企業の成長が促進され、企業価値が向上し、企業価値が拡大すれば、家計の金融資産所得はさらに拡大し、「成長と資産所得の好循環」が実現されます。

また、多くの人が投資しやすい環境の整備をすることにより、家計の資産形成がさらに促進され、金融資産所得の拡大を期待することができます。

このように家計金融資産を開放し、家計と企業の持続的成長に貢献するプランが「資産運用立国」です。

本稿では「資産運用立国」を実現するための取組みの中で資産運用会社に特に影響の大きい、「基準価額一者計算」「投資信託・投資法人を通じたスタートアップへの資金供給」にフォーカスして解説します。



出典：金融庁 金融審議会「『資産運用に関するタスクフォース』(第1回)事務局説明資料(資産運用に関する現状の概観)」  
[www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/sisan-unyo/siryou/20231003/02-1.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sisan-unyo/siryou/20231003/02-1.pdf) (2024年1月10日アクセス)



## ■ 基準価額一者計算を促進

投資信託の基準価額は、投資家に対して信託財産の価値を表示するとともに、投資家間の公平を保つ重要な役割を果たすものであり、その計算は投資信託に係る業務の中で最も重要なものの一つです。

この基準価額の計算については、投資信託資産運用会社にとっても、あるいは、受託銀行にとっても法令上の義務と理解され、双方で計算した結果を照合し、基準価額を確定させる作業(二者による基準価額計算)が、長年の実務慣行として日々行われてきました。このような実務は基準価額の正確性を担保するとともに、一種のけん制機能を通じ基準価額の評価に関する公正性を高めることに寄与してきました。

一方で、投資信託委託会社にとってコスト増要因であり、経営資源を自社のビジネスモデルに適した配分とすることを阻害する要因となっているとの指摘もされています。

そこで、受益者保護を維持しつつ、業務の効率化を図る観点から、マテリアリティポリシーの策定の検討や投資信託協会において「基準価額算出に係る実務者検討会」が設定され、業界全体で基準価額一者計算について加速度的に検討が開始されました。

### 【マテリアリティポリシーの概要と現状の課題】

- 投資信託のマテリアリティポリシーとは、投資信託の基準価額の計算過誤に関して、過誤が一定の水準を超える重大な(マテリアルな)場合に、基準価額の訂正を行うこととするものです。
- これにより、軽微な計算過誤であっても遡及的に基準価額の訂正等を行うことによるコストが投資家全体に生じることを回避し、また、過誤を訂正する適正な水準を確保することにつながるものと考えられています。
- これまで、投資信託協会の検討会報告書で示された考え方も踏まえ、各社の社内規程によりマテリアリティポリシーが定められてきました。現状では、基準価額の訂正を行う水準は、おおむね0.5%(50bp)ですが、各社によって統一性がなく、当該ポリシーの投資家への周知も行われていない状況です。
- このため、各社においてマテリアリティポリシーを定める場合には、適正な水準とする必要があること、及び当該ポリシーの投資家への周知が重要であることについて、監督指針等で明記することが適当ではないか、との問題提起がなされています。

#### 投資信託協会「基準価額算出に係る実務者検討報告書」 (令和元年9月)(抜粋)

現行の投信法第21条に照らせば、任務懈怠の範囲等は、個々の状況及び事象に応じて判断されるものであることに鑑み、個別の検討によってマテリアリティポリシーを利用する運営は、一概に否定されるものではないと考えられる。

※投信法第21条:投資信託委託会社(略)がその任務を怠つたことにより運用の指図を行う投資信託財産の受益者に損害を生じさせたときは、その投資信託委託会社は、当該受益者に対して連帯して損害を賠償する責任を負う。

#### 海外のマテリアリティポリシーの事例



米国

法令上の規定はないものの、基準価額の計算過誤の閾値はファンド一口当たり\$0.01または基準価額の0.5%とするとの業界慣行を証券当局(SEC)が追認する旨を公表している。



英国

Collective Investment Schemes (COLL)ハンドブックにおいて、発生した基準価額の過誤が0.5%未満の場合は、過誤が重大ではないと考えることができるとされており、重大ではないと考える場合を除き、ファンドマネージャーによる投資家への返済義務を課している。



ルクセンブルク

当局が、通達において、ファンドタイプ別に定められた閾値以上の基準価額の計算過誤に対する方針を定めている。

MMF: 0.25%、債券型及びバランス型: 0.5%、株式・その他型: 1.0%

出典:金融庁 金融審議会「『資産運用に関するタスクフォース』(第2回)事務局説明資料」、  
[www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/sisan-unyo/siryou/20231018/O2-1.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sisan-unyo/siryou/20231018/O2-1.pdf)(2024年1月10日アクセス)



## ■ 投資信託・投資法人を通じたスタートアップへの資金供給

資産運用立国実現のためには、ベンチャー企業及びスタートアップ企業への資金供給による持続的成長の支援が不可欠です。

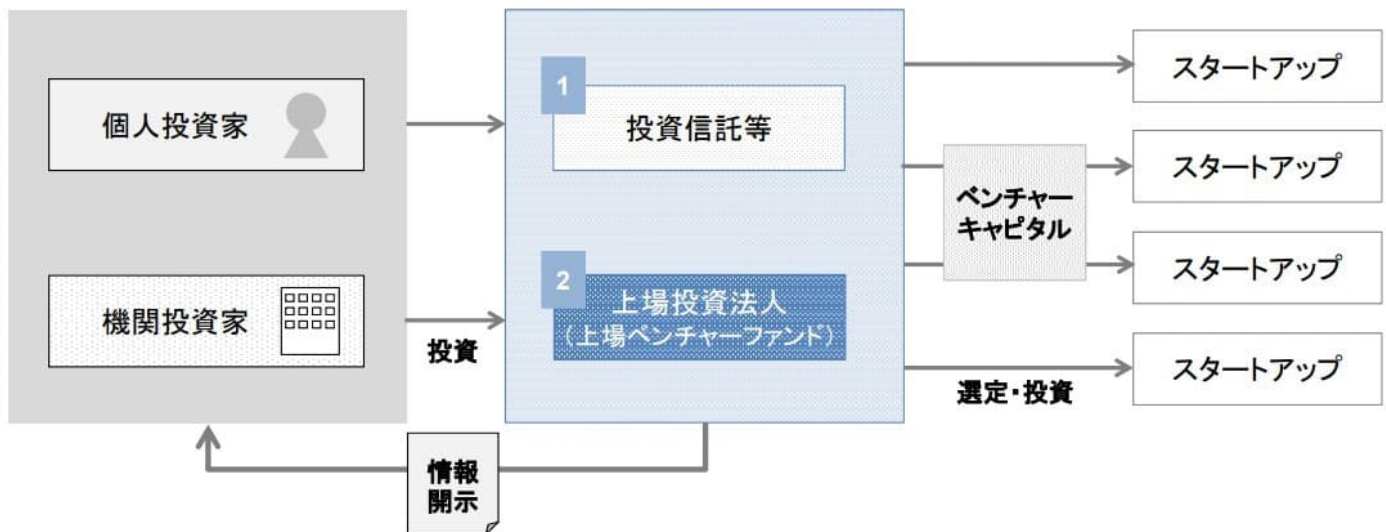
この点に関して、資産運用タスクフォースの議論では、これまで、機関投資家や一部の富裕層に限られていた非上場株式への投資に関し、リスクを理解し許容できる一般投資家に対してもリスク選好に応じた投資機会が提供されることは、多様な投資を通じた投資家の資産形成に資するものであると同時に、スタートアップ企業への円滑な資金提供にもつながる、としています。

さらに、一般投資家は、プロの運用者が投資先を選定・投資する投資信託等や上場投資法人(上場ベンチャーファンド)を通じた投資が考えられるところ、運用者により投資家の投資目的やリスク許容度を勘案した商品が設計・運用され、投資家の投資判断に必要な情報が開示されることを前提に、投資信託の適切な枠組みの整備や、東京証券取引所における上場ルールの見直し等を行うことが重要である、としています。

しかし、日本では法令上、投資信託に非上場株式を組み入れることは禁止されていませんが、非上場株式の評価方法や組入れ比率の在り方が明確になっておらず、非上場株式の組入れが一般的には行われてきませんでした。

そこで、スタートアップ企業の資金調達を円滑にし、持続的な成長を促すべく、投資信託に非上場株式の組入れを促すように、投資信託協会をはじめとする各規制団体において、適切な枠組みが検討されています。

(詳細については、「未上場株式の投資信託への組入れに関する動向」11ページを参照)

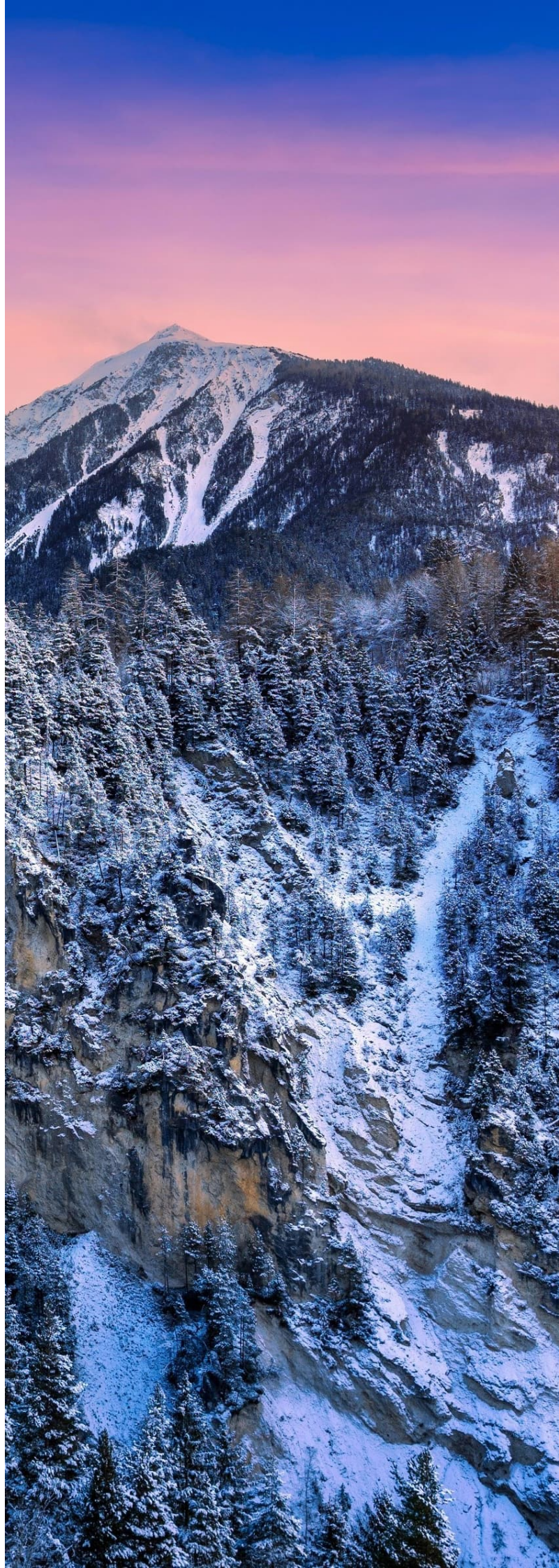


出典：金融庁 金融審議会「『資産運用に関するタスクフォース』(第1回)事務局説明資料(運用対象の多様化)」  
[www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/sisan-unyo/siryoyu/20231003/03.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sisan-unyo/siryoyu/20231003/03.pdf) (2024年1月10日アクセス)

### 【EY Viewpoint】

- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、「資産運用会社やアセットオーナーのガバナンス改善・体制強化、資産運用力の向上及び運用対象の多様化に向けた環境整備等を通じた資産運用業等の抜本的な改革に関する政策プランを年内に策定する」ことが示され、「貯蓄から資産形成」が着実に推し進められる中、資産運用業等が専門性と透明性を向上させ、投資家からさらなる尊敬と信頼を得ることが求められている点から『資産運用立国』の実現に向け資産運用業等の抜本的な改革が求められています。
- 特に、基準価額一者計算においては、システム対応の詳細検討、業務指針としての各種ガイドラインの整備、販売会社等を含む業界関係者との合意形成等多岐にわたる課題があるため、投資信託協会の「基準価額算出に係る実務者検討会」等の議論を注視していく必要があります。







# 会計

## Accounting Update – 日本

### 投資信託協会・金融庁：未上場株式の投資信託への組入れに関する動向

#### ■ 概要

政府が掲げる「資産運用立国」の実現に向けて、スタートアップ等の未上場企業への円滑な資金供給や投資家への多様な投資機会の提供を促進する規制枠組みの整備が進められています。

本稿では、未上場株式の投資信託への組入れに関連する各規制団体から公表されている規制枠組み(案)の要旨等を示します。

#### ■ 投資信託協会(以下、「投信協会」という)『『資産運用立国』の実現に向けた資産運用業等の抜本的な改革への対応に係る投資信託協会としての基本的な考え方(中間報告)』公表

投信協会は、投資信託の改革の一つとして、投資資産の多様化を掲げています。投資家に対して新しい投資機会を提供することを可能とする観点から、欧米の事例を参考に投資信託の主たる投資対象資産の追加等を検討するとしており、その具体例として未上場株式や排出権等が挙げられています。

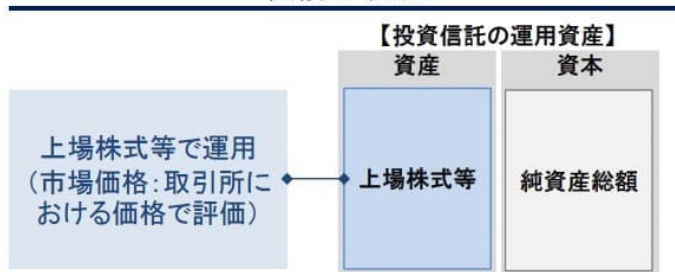
#### ■ 投信協会『投資信託等の運用に関する規則』等の一部改正について』公表

投信協会は2023年9月15日、「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正案を公表しました。

投資信託は、未上場株式を純資産総額の15%以内で組み入れることができるとされ、また、基準価額の算出上、未上場株式を公正価値測定を用いて時価で評価することが提案されています。ただし、投資信託としての商品の特性に応じて、委託会社として必要と認められる措置を講じることを条件に、15%を超える未上場株式の組入れも認められる、とされています。

規則名	主な改正の内容
投資信託等の運用に関する規則	投資信託財産への未上場株式の組入れに当たっては、原則として純資産総額の15%を超えてはならないとする閾値(しきいち)を新たに設定する他、当該未上場株式に対する審査の実施について規定
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	未上場株式を間接保有する場合、投資信託の投資先が監査を受けていれば、当該投資先が保有する未上場株式の監査までは求めない
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	未上場株式は公正価値測定を用いて時価で評価するものとする他、その他所要の整備を行う

#### 従前の状況



#### 規則改正案

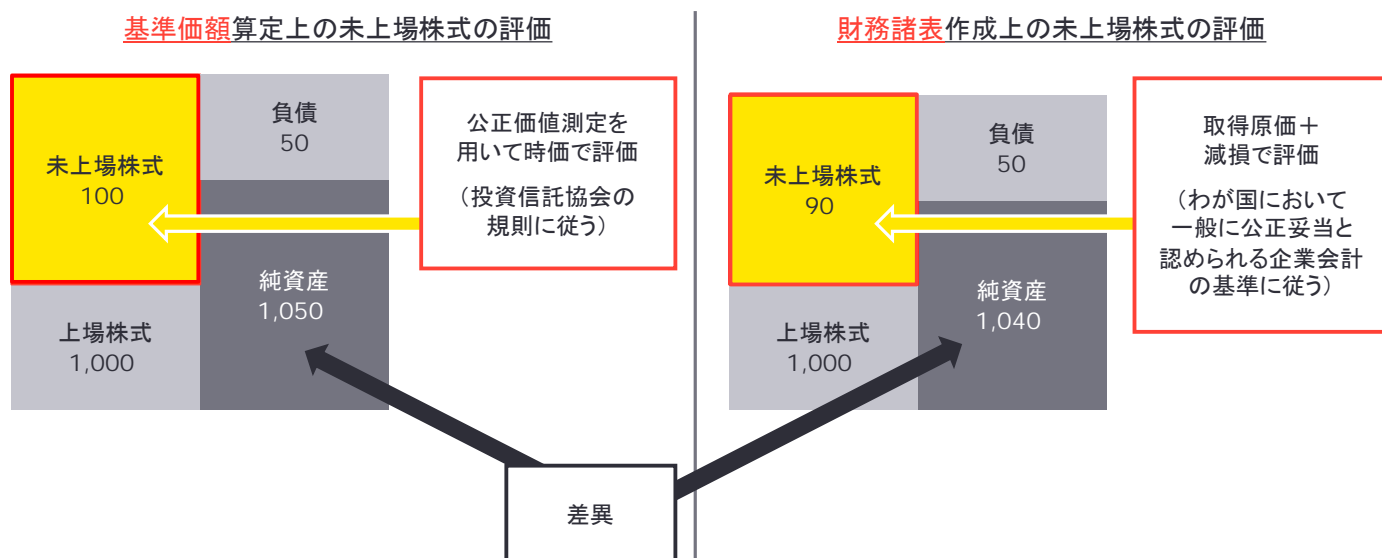


出典: 金融庁 金融審議会『『資産運用に関するタスクフォース』(第1回)事務局説明資料(運用対象の多様化)』、[www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/sisan-unyo/siryou/20231003/03.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sisan-unyo/siryou/20231003/03.pdf) (2024年1月10日アクセス)



## ■ 金融庁「投資信託財産の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令(案)」公表

金融庁は2023年10月18日、「投資信託財産の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令(案)」等の改正案を公表しました。投資信託に係る一単位(口)当たりの純資産額と基準価額との間に差異が生じた場合に、財務諸表における貸借対照表に関する注記において、当該基準価額及び当該差異の理由が注記されるよう所要の改正を行うものです。



### 【EY Viewpoint】

- 金融庁や投信協会、日本公認会計士協会(業種別委員会)等が未上場株式の組入れに向けた規制枠組みの整備を検討中であり、今後の動向が注目されます。
- 未上場株式を投資信託へ組み入れるためには、実務上、さまざまな課題が存在します。国内では、IFRS等適用の一部企業を除き、未上場株式を公正価値測定により時価評価する実務は浸透していないことが実情であり、IFRS13号や米国会計基準のTopic820、IPEVガイドライン等の考え方を参考に、公正価値測定の具体的な適用方針を策定することが必要になるものと考えられます。
- 公正価値は、投資先企業の財務情報や事業計画等の情報源を元に算出することになると思われませんが、その情報源の更新頻度は必ずしも多くないことが想定されます(月次、四半期、年次等)。未上場株式を公正価値測定したことを前提に算出された基準価額で解約を受け付けることが合理的であると考えられるため、投資信託に解約制限等を付すことを十分検討する必要があります。
- その他、未上場株式等の評価体制の構築、投資家への適切な情報開示、受益者平等原則と流動性確保のバランス、コスト負担の問題(公正価値測定に要するコスト、監査コスト等)、15%上限の具体的な計算方法、後発事象の取り扱い、未上場株式を組合等を通じて間接保有する場合の処理等、整理すべき課題が多くあると考えます。

# その他

## Other Update

### JICPA: 国際サステナビリティ保証基準 (ISSA) 5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」(公開草案)の翻訳を公表

#### ■ 概要

日本公認会計士協会 (JICPA) は2023年9月21日、国際サステナビリティ保証基準 (ISSA) 5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」(公開草案)の翻訳を公表しました。

当公開草案は、ステークホルダーから「現行基準であるISAE 3000(改訂)及びISAE 3410は広く使われているものの、サステナビリティ情報の保証に特化した基準が必要」という声が多く聞かれたことに対応して開発され、2023年6月に国際監査・保証基準審議会 (IAASB) が公開を承認したものです。以下、JICPAから公表されている「【解説記事】IAASB公開草案『国際サステナビリティ保証基準 (ISSA) 5000 サステナビリティ保証業務の一般的要求事項』」の抜粋を記載しております。

#### ■ 公開草案が公表された背景

近年、ESG情報を含むサステナビリティ情報の開示が進むにつれ、サステナビリティ情報に対する保証についても、ステークホルダーのニーズが急速に高まってきています。一部の国・地域では、サステナビリティ情報の保証の義務化の流れも見られます。IAASBは、2021年12月から、サステナビリティ情報の保証に関する情報収集及び調査活動を開始しています。ステークホルダーからは、現行基準であるISAE 3000(改訂)及びISAE 3410は広く使われているものの、サステナビリティ情報の保証に特化した基準が必要との声が多く聞かれています。そこで、IAASBは、22年9月のIAASBボード会議において、サステナビリティ情報の保証基準開発に関するプロジェクト・プロポーザルを承認しました。

#### ■ 公開草案の大きな特徴

公開草案は、サステナビリティ情報の保証業務に対するグローバル・ベースラインを提供し、また、包括基準として、将来、ステークホルダーのニーズに対応して個別の保証基準を開発する際の土台となることが想定されています。また、上述のプロジェクトの目的を達成するため、以下が前提となっています。

- さまざまなサステナビリティ情報に対する全ての保証業務に適する基準とする。
- さまざまな報告のメカニズム (サステナビリティ報告書、統合報告書、年次報告書等) に適する基準とする。規準に中立 (framework-neutral) とし、業務の状況に適合すると判断された全ての規準及びその想定利用者に対応する基準とする。
- 限定的保証及び合理的保証の双方を対象とする。
- 公認会計士及び公認会計士以外を含めた全ての保証業務実施者が適用可能な基準とする。



## ■ 基準の適用対象

公開草案は、サステナビリティ情報に対する保証業務を扱っています。また、ISAE 3000(改訂)及びISAE 3410との関係は下記の通りです。

### 1. ISAE 3000(改訂)との関係

公開草案は、保証業務契約の新規の締結及び更新から報告までの保証業務全体を扱っており、サステナビリティ保証業務全般に関する要求事項及び適用指針が含まれる包括的な基準となっています。したがって、ISSA 5000を適用する場合には、ISAE 3000(改訂)を合わせて適用する必要はありません。

### 2. ISAE 3410との関係

公開草案は、業務実施者が、温室効果ガス報告(greenhouse gas statement)に対して別個の結論を表明する場合を除き、全てのサステナビリティ保証業務に適用されます。温室効果ガス報告に対して別個の結論を表明する場合には、ISAE 3410が適用となります(第2項)。

## ■ 職業倫理規程及び品質マネジメント基準の順守

序説(第5項)において、公開草案は以下を前提としていることが説明されています。

- 業務チームメンバー及び審査担当者(審査が行われる業務の場合)は、職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む)(IESBA Code)の保証業務に関連する規定、又はそれを「少なくとも満たす(at least as demanding)」その他の職業専門家の要求事項や法令等の要求事項に従っていること。
- 業務実施者は、ISQM1を適用している事務所に所属している、又はISQM1の要求を「少なくとも満たす」その他の職業専門家の要求事項もしくは法令等の要求事項を適用している事務所に所属していること。

## ■ 6つの優先項目への対処

以下の6つの優先項目については、既存の基準であるISAE 3000(改訂)やISAE 3410より具体的な指針が公開草案に追加されています。

### 1. 限定的保証と合理的保証の差異

IAASBが、公開草案において限定的保証と合理的保証の双方を扱うべきと考えた主な理由は以下の通りです。

- 限定的保証は、合理的保証と比較した概念であり、作業の差異は合理的保証との関連で説明したほうが理解しやすい。
- 業務実施者が、将来的に合理的保証業務に移行することを見据えて限定的保証業務を行う場合、限定的保証業務と合理的保証業務の作業で共通する部分が明瞭であることが重要となる。
- 一つの保証業務契約の中で、一部のサステナビリティ情報に対して限定的保証を提供し、それ以外のサステナビリティ情報に対して合理的保証を提供する場合がある。

### 2. 保証業務の範囲

保証業務契約の新規の締結又は更新における、保証業務の前提条件が満たされているかどうかの判断に関連付けて、以下の規定が設けられています。

- (1) 業務の状況に関する予備知識
- (2) 業務の合理的な目的の存在

### 3. 規準の適合性

公開草案には、保証業務契約の新規の締結又は更新における、保証業務の前提条件が満たされているかどうかの判断に関連付けて、以下の要求事項が含まれています(第72項)。

業務実施者は、サステナビリティ情報の作成に適用されると業務実施者が想定する規準が業務の状況に照らして適合しており、想定利用者にとって利用可能であるかどうか判断しなければなりません。この際、以下を行わなければなりません。

- (1) 保証業務の対象となることが想定されるサステナビリティ情報の全てに対する規準が存在するかどうか評価すること
- (2) 規準のソースを識別すること
- (3) 規準が以下の特性を示しているか評価すること
  - ① 目的適合性
  - ② 完全性
  - ③ 信頼性
  - ④ 中立性
  - ⑤ 理解可能性
- (4) 規準が想定利用者にとって利用可能であるか及び利用可能となる方法を評価すること

### 4. 十分かつ適切な証拠

証拠に関しては、IAASBが2022年10月に公表したISA 500(改訂)の公開草案の規定をベースにした、プリンシプル・ベースの規定が含まれています。ただし、サステナビリティ情報には、財務諸表と異なりさまざまな情報が含まれること、また、適用の柔軟性を考慮し、証拠として利用することを想定する情報の正確性及び網羅性の検討に関する要求事項に関しては、ISA 500(改訂)の公開草案ではなく、現行のISA 500の規定をベースにした要求事項が含まれています(第84項)。

### 5. 重要性

公開草案には、業務の計画段階での重要性について、以下の要求事項が含まれています。

- 業務実施者は、保証業務の計画及び実施、並びにサステナビリティ情報に重要な虚偽表示がないかどうかの評価のため、以下を行わなければならない(第91項)。
  - (1) 定性的な開示に関する重要性を考慮すること
  - (2) 定量的な開示に関する重要性を決定すること
- 業務実施者は、定量的な開示に関して、状況に応じて適切な手続実施上の重要性を決定しなければならない(第92項)。



## 6. 企業の内部統制システムの理解

内部統制システムの理解に関する要求事項の主な内容は下記の通りです。

限定的保証	合理的保証
<p>内部統制システムの5つの構成要素のうち、以下についてのみ理解を要求(第102L項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>統制環境</li> <li>企業のリスク評価プロセスの結果</li> <li>情報システムと伝達</li> </ul>	<p>内部統制システムの以下の5つの構成要素について理解を要求(第102R項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>統制環境</li> <li>企業のリスク評価プロセス</li> <li>内部統制システムを監視する企業のプロセス</li> <li>情報システムと伝達</li> <li>統制活動</li> </ul>
<p>業務実施者が、内部統制の運用状況の有効性の評価により証拠を入手することを計画する場合にのみ、該当する内部統制及び関連するIT全般統制のデザインの評価及び業務への適用の判断を要求(第107L項、第108L項)</p>	<p>上記の統制活動の理解に際し、以下についてデザインの評価及び業務への適用の判断を要求(第107R項、第108R項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内部統制の運用状況の有効性の評価により証拠を入手することを計画する内部統制及び関連するIT全般統制</li> <li>アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの識別</li> <li>評価及びさらなる手続の立案のため、業務実施者が必要と判断したその他の内部統制</li> </ul>
<p>内部統制システムの構成要素の理解に基づき、内部統制の不備が識別されたかどうかの考慮を要求(第109L項)</p>	<p>内部統制システムの構成要素の評価に基づき、内部統制の不備が識別されたかどうかの判断を要求(第109R項)</p>

## ■ その他

上記の6つの優先項目以外で、公開草案に含まれる重要なポイントは主に下記の通りです。

### 1. 業務実施者の専門家及び他の業務実施者の作業の利用

公開草案では、業務執行責任者に対して、以下の判断が求められています。

- 業務を実施するための十分かつ適切な業務運営に関する資源が、業務チームに適時に割り当てられている、又は利用可能であるか(第40項)
- 業務チームのメンバー及び業務実施者が業務を依頼する外部の専門家が、全体として保証業務を実施するため、サステナビリティに関する適性、保証業務に関する技能と技法についての適性及び能力、並びに十分な時間を有しているかどうか(第41項)

### 2. リスク手続(重要な虚偽表示リスクの評価)

公開草案では、重要な虚偽表示リスクの評価に関連して、以下の要求事項が含まれています。

限定的保証	合理的保証
<p>業務実施者は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示が生じやすい開示情報を識別し、当該開示情報に対するさらなる手続(further procedures)を実施する基礎とするため、リスク手続(risk procedures)を立案し実施しなければならない(第94L項)</p>	<p>業務実施者は、以下のために十分な、リスク手続を立案し実施しなければならない(第94R項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不正又は誤謬による、開示情報に対するアサーション・レベルでの重要な虚偽表示リスクの識別及び評価</li> <li>さらなる手続の立案及び実施</li> </ul>
<p>業務実施者は、重要な虚偽表示が生じやすい開示情報を識別しなければならない(第110L項)</p>	<p>業務実施者は、開示情報に対するアサーション・レベルでの重要な虚偽表示リスクを識別し評価しなければならない(第110R項)</p>

### 3. 見積り及び将来に関する情報

経営者は、見積りの不確実性の内容や程度及びそれに伴う経営者の判断の程度にかかわらず、見積り及び将来に関する情報並びに関連する開示情報を作成する際、適切な手法、仮定及びデータを含め、適用される規準を適切に適用する必要があります(A392項)。公開草案には、ISA 540(改訂)「会計上の見積りの監査」における要求事項をベースにした規定が含まれています。

### 4. 不正

IAASBは、ステークホルダーから、公開草案において、不正(グリーンウォッシュを含む)に関する適切な指針が設けられるべきとの指摘を受けました。そこで、公開草案では、不正に関連して例えば以下の規定が設けられています。

- 定義:「虚偽表示」の定義(第17項(aa))において、虚偽表示は、誤謬又は不正から発生する可能性があること、定性的な虚偽表示と定量的な虚偽表示があること、また、虚偽表示には必要な開示を行わないことや開示を曖昧にすることが含まれることを説明しています。
- 要求事項:以下が要求されています。
  - 不正による重要な虚偽表示が存在する可能性があることを認識し、職業的懐疑心を保持すること(第59項)。
  - 証拠として利用することを予定する情報の適合性又は信頼性に関する疑義が解消されない場合、開示情報に不正による重要な虚偽表示が行われている可能性を示唆しているかどうかを含め、当該疑義が業務の他の側面に及ぼす影響を考慮すること(第87項)。
  - 不正もしくは誤謬による重要な虚偽表示が生じやすい開示情報を識別するため(限定的保証)、又は開示情報に対するアサーション・レベルでの不正もしくは誤謬による重要な虚偽表示リスクの識別及び評価のため(合理的保証)、十分な手続を立案し実施すること(第94L項及び94R項)。
  - 業務執行責任者、業務チームの主要メンバー及び業務実施者が利用する外部の専門家の主要な者の間で、開示情報に不正又は誤謬による重要な虚偽表示が行われる可能性について討議すること(第96項)。
  - 不正もしくは誤謬による重要な虚偽表示が生じやすい開示情報に対応して、更なる手続の種類、時期及び範囲を立案し実施すること(限定的保証)、又はアサーション・レベルの不正もしくは誤謬による重要な虚偽表示リスクに応じて、さらなる手続の種類、時期及び範囲を立案し実施すること(合理的保証)(第114L項及び114R項)。
  - 業務の過程で識別された不正又は不正の疑いに適切に対応し、保証業務への影響を評価すること(第117項及び118項)。
  - 識別した虚偽表示が、個別に又は他の虚偽表示と集約すると、不正による可能性がないかを考慮し、不正による重要な虚偽表示の可能性を示す兆候がある場合、適切に対応すること(第138項)。
  - 見積り及び仮定に関する経営者の判断及び決定について、それらが個々には合理的であっても、経営者の偏向が存在する兆候を示していなかどうかを評価し、経営者の偏向が存在する兆候が識別された場合、保証業務への影響を評価すること。意図的に誤解を与えることを目的としているのであれば、そのような経営者の偏向は不正に該当すること(第161項)。



## 5. ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション

公開草案では、ガバナンスに責任を有する者は「企業の戦略的方向性と説明責任を果たしているかどうかを監視する責任を有する者、又は組織をいいます。これには、サステナビリティ報告プロセスの監視が含まれる」と定義されています(第17項)。また、業務実施責任者は、業務の契約条件及びその他業務の状況に従い、経営者、ガバナンスに責任を有する者又はその他の関係者とコミュニケーションを行うべき重要な事項が認識されているかどうか検討することが求められ(第62項)、適用指針において、コミュニケーションを行うことが適切な場合がある重要な事項の例が記載されています(A137項からA139項)。

## 6. その他の記載内容

公開草案では、「その他の記載内容」は、「保証業務の対象であるサステナビリティ情報及び保証報告書を含む開示書類のうち保証業務の対象でない部分の記載内容をいう」と定義され(第17項(ee))、ISA 720(改訂)をベースにした要求事項が含まれています(第154項から159項及び第181項から182項)。ただし、ISA 720(改訂)に含まれている、監査人が監査報告書日より後に入手したその他の記載内容の入手、検討及び報告に関する要求事項は含まれていません。

## 7. 保証報告書の内容

公開草案における保証報告書の内容に関する規定は、ISAE 3000(改訂)及びISAE 3410をベースに、ISAの規定を適宜取り入れたものになっています。

## ■ 適用日及び今後の予定

IAASBIは、今後、2024年9月に最終基準の承認審議を行う予定です。適用日は、最終基準の承認から約18カ月後から適用とすることが提案されています。

### 【EY Viewpoint】

- IAASBIは、ISSA 5000の公開草案のコメントを2023年12月1日に締め切った後、24年9月に最終の承認審議を行う予定です。最終化された後、各国・地域の規制当局によって保証基準として採択されるかどうかを注視する必要があります。

# その他

## Other Update

### GPIF:「2022年度 ESG活動報告」を刊行

#### ■ 概要

年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)は2023年8月25日、「ESG活動報告」(以下、「本活動報告」という。)を刊行しました。

2022年度版は、同年度のESGに関する取組みの紹介やポートフォリオのESG評価等に加え、「気候関連財務情報開示タスクフォース」(TCFD)の提言を受けた分析において、新たに「ボトムアップアプローチに基づくGHG削減貢献量分析」や「GPIFが投資しているESG債の対象プロジェクトのインパクト計測」等を行いました。

#### ■ 2022年度のESG活動ハイライト

- 国内株式を対象としたESG指数の追加採用
- 指数会社・ESG評価会社へのエンゲージメント
- 委託先運用会社によるエンゲージメント
- 投資におけるESG及びSDGsの考慮に係るふかん研究
- GPIFが投資しているESG債の対象プロジェクトのインパクト計測
- TNFD分析の試行的な実施

#### ■ 本活動報告の主なコンテンツ

##### 第一章 ESGに関する取組み

- ESG指数の採用とESG指数に基づく運用
- 指数会社・ESG評価会社へのエンゲージメント
- 株式・債券の委託運用におけるESG
- スチュワードシップ活動とESG推進
- オルタナティブ資産運用におけるESG
- 投資におけるESG及びSDGsの考慮に係るふかん研究
- GPIFのステュワードシップ活動やESG投資に関連したアカデミアによる研究
- スチュワードシップ活動・ESG投資の効果測定プロジェクト
- ESG活動の振り返りと今後について

##### 第二章 ESG活動の効果測定

- ESG指数のパフォーマンス
- ポートフォリオのESG評価・ESG評価の国別ランキング・ESG評価間の相関
- 日本企業におけるジェンダー・ダイバーシティ

##### 第三章 気候変動リスク・機会の評価と分析

- ポートフォリオの温室効果ガス排出量等の分析
- GHG情報開示・目標設定状況に関する分析
- 気温上昇ポテンシャル(Implied Temperature Rise)分析
- Climate Value-at-Riskを用いた不動産ポートフォリオの分析
- ボトムアップアプローチに基づくGHG削減貢献量分析
- GPIFが投資しているESG債の対象プロジェクトのインパクト計測
- 生物多様性を含む自然関連リスク及びTNFDトリアル分析

以降では、本活動報告で新たに行われた「ボトムアップアプローチに基づくGHG削減貢献量分析」と「GPIFが投資しているESG債の対象プロジェクトのインパクト計測」について、焦点を当てています。



## ボトムアップアプローチに基づくGHG削減貢献量分析

### 1. ゼロエミッション車 (Zero Emission Vehicles) のGHG削減貢献量

- 企業が脱炭素化に向けてGHG排出量の削減を進める中、製品やサービスが社会の排出量削減に貢献する概念が注目を集めています。この貢献量を Avoided Emissions (以下、「削減貢献量」という) と呼び、削減貢献量の多寡が企業競争力や投資価値に影響を与えられていると考えられています。本活動報告ではインターコンチネンタル取引所グループ (以下、「ICE社」という) が GPIF ポートフォリオの企業を対象に行った、ボトムアップアプローチでの自動車及び発電事業における削減貢献量の分析を紹介しています。
- ゼロエミッション車 (Zero Emission Vehicles) のGHG削減貢献量に関する分析では、GPIFのポートフォリオに含まれる自動車会社のうち、主要16社の自動車メーカーに焦点を当て、現行の販売データと排出量を基に、各地域でのゼロエミッション車とエンジン車の排出量を比較し、削減貢献量を算定しました。現在、日本企業の削減貢献量は小さいものの、2030年までにゼロエミッション車の生産台数が増加する見込みで、その結果、削減貢献量の総量は中国メーカーを上回り、欧州メーカーに近づくことと推定されています。
- また、現時点では日本のゼロエミッション車1台当たりの削減貢献量は低いものの、2030年には欧州・米国の水準に近づくことと予想されています。これら主要16社の自動車メーカーの現在の総削減貢献量は、約4.5千万ヘクタール (日本の国土面積の約1.2倍) の森林が1年間に吸収する炭素量相当と推定されています。

### 2. 公益セクター (Utilities) の発電事業のGHG削減貢献量

- 公益セクターの発電事業におけるGHG削減貢献量を分析では、日本、欧州、米国、中国の12社を対象に、再生可能エネルギー発電の各フェーズから排出量を計算し、ベースラインと比較して削減貢献量を算定しました。2030年と2050年の再生可能エネルギーの発電による削減貢献量を地域ごとにまとめると、2050年までに全体的な削減貢献量が拡大する見通しで、日本は特に原子力発電による削減が大きくなる傾向があります。
- また、国ごとに再生可能エネルギーの導入による削減貢献量を比較すると、日本は化石燃料の使用が相対的に多いため高く、ベースラインに占める再生可能エネルギーのウエートが高まるにつれ削減貢献量インテンシティは小さくなる見通しです。なお、この12社による現在の削減貢献量は、約1.5億ヘクタールの森林が1年間に吸収する炭素量相当と推定されています。

## GPIFが投資しているESG債の対象プロジェクトのインパクト計測

- 本報告書ではICE社の協力の下、GPIFが保有しているESG債に関するインパクトの実績についての分析を紹介しています。
- 2023年3月末時点でGPIFが保有するESG債 (1,324銘柄) が対象とするプロジェクトの目標の中で、「年間GHG排出量削減貢献量」が最も多く、「年間再生可能エネルギー発電量」が続いており、これらの目標に対するインパクトの実績値、予測値がレポート内で公開されています。
- たとえば、GHG排出量削減貢献量を例にとると、年間のGHG排出量削減貢献量 (8,291,327tCO<sub>2</sub>e) は東京都が全て森林であった場合に吸収できる二酸化炭素の18倍と、極めて多くのGHG排出量の削減に貢献していることが示されています。

### 【EY Viewpoint】

- 本活動報告は、気候変動リスク・機会分析について、世界の動向及び世界における日本のポジションを認識する上で有用であり、特に運用会社や投資先企業の方々のESGに関連した取組みの理解に資するものであると考えられます。
- 気候変動のみならず、ESG関連の情報開示についても、世界で多様な視点から取組みが進められておりますが、日本でも透明性のある、比較可能な情報開示を行うことが、投資家やステークホルダーとの信頼構築に寄与すると考えられます。

## EY Wealth & Asset Management Thought Leadership



[金融庁の「サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書」により、サステナブルファイナンスの一層の発展は果たせるのか | EY Japan](#)



[金融庁の「インパクト投資等に関する検討会報告書」の公表により、インパクト投資についての理解は進むのでしょうか | EY Japan](#)

EY Japanでは、各種SNSでサービスや最新の知見などについて情報を発信しています。

ぜひフォローをお願いいたします。

【Facebook】

[www.facebook.com/EYJapanOfficial/](https://www.facebook.com/EYJapanOfficial/)

【X(旧Twitter)】

[twitter.com/Japan\\_EY](https://twitter.com/Japan_EY)

【LinkedIn】

[www.linkedin.com/company/ernstandyoung/](https://www.linkedin.com/company/ernstandyoung/) \*

【YouTube】

[www.youtube.com/channel/UCr1D56Lk-IGz33yHk-a16mw](https://www.youtube.com/channel/UCr1D56Lk-IGz33yHk-a16mw)

\*グローバルのアカウントで日本語の情報を発信しています。

EYウェルス&アセットマネジメントセクターのHPでも、  
情報を発信しております。ぜひご覧ください。

[https://www.ey.com/ja\\_jp/wealth-asset-management](https://www.ey.com/ja_jp/wealth-asset-management)

また、本内容に関するご質問等は下記までご連絡ください。

E-mail: [ey.wam.viewpoints@jp.ey.com](mailto:ey.wam.viewpoints@jp.ey.com)

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://ey.com)をご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくは[ey.com/ja\\_jp](https://ey.com/ja_jp)をご覧ください。

© 2024 EY Japan Co., Ltd.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY Japan株式会社および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja\\_jp](https://ey.com/ja_jp)